

國學院大學学術情報リポジトリ「K-RAIN」

「平仮名」の原義

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-10-28 キーワード (Ja): 平仮名, いろは仮名, 桃源瑞仙「千字文序」, 接頭辞「ひら」, 室町時代語 キーワード (En): 作成者: 中山, 陽介 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000968

「平仮名」の原義

中山 陽介

キーワード：平仮名、いろは仮名、桃源瑞仙「千字文序」、

接頭辞「ひら」、室町時代語

一 「平仮名」の原義の新説について

「平^{ひらがな}仮名」の原義は、今まで正確にわかつてゐない。「平仮名」の用例の初出は室町時代であつて、平安時代に始まる仮名文字の歴史からみると新しい語といへる。

「平仮名」の初出は従来、慶長八年（一六〇三）の『日葡辞書』とされてゐたが、近年、山内洋一郎は、そこから百三十年ばかり遡る桃源瑞仙の撰文「千字文序」に新たな例を発見したといふ大塚光信の報を受けて、自身の論文の中で、それを紹介し、大塚光信の見解の概要を示した上で、

「平仮名」の原義について、自己の新説を提示した「1」。

そもそも、「平仮名」といふ語の用法を見てみると、現代では、明治期以来の平仮名が一音一字体に限定されてゐることから、それに該当しない字体を「変体仮名」と称し、現行の字体に限定して「平仮名」と呼ぶことがある。一方、それ以前の古い時代の仮名について述べる場合には、変体仮名を含め、漢字の全体の簡略化によつて確立した仮名の体系全体を指して「平仮名」と称することも行なはれてをり、普通には、このやうな用法が明治以前の「平仮名」の持つてゐた本来の意義であらうと想定される。本稿では「平仮名」といふ語を論じる上での紛らはしさを避けるため、姑くこの体系の仮名のことを「平仮名」の代はりに「草体

仮名」と呼ぶことにする。

しかし、山内洋一郎は、「平仮名」といふ語の元々の意義は、さうした草体仮名の体系全体を広く指すものではなく、手習ひのための仮名手本の伊呂波に使はれた、特定の仮名字体のみを指すものであるとしたのであつた（この特定の仮名字体を今「伊呂波仮名」と呼ぶことにする）。

しかし筆者には、この説は推論に問題があり、結論に再考の余地があると思はれる。本稿ではその説を批判し、問題点を論じた上でその原義を再検討し、結論として、「平仮名」とは「普通の仮名」を意味して、草体仮名一般を指す語であることを明らかにする。

二 桃源瑞仙「千字文序」の概要

まづ、桃源瑞仙たうげんずいせん「千字文序」の概要を示す。桃源瑞仙といへば、『史記抄』などの抄ものの著作でも知られ、五山文学の担ひ手の一人に数へられる臨済宗の僧である。当資料は、『小補東遊集』大谷大学所蔵本に収録された文章で、『大日本史料』第八編之二十九に翻刻がある〔2:128-130頁〕。標題は「千字文序伯春請」で、本文の内容によれば、応仁二

年（一四六八）の春に伯春（傑巖禪偉の門下〔3:395頁〕）が横川景三わうせんけいざんに頼んで書いてもらつた『千字文』に、桃源が伯春に請はれて書いた序文であり、応仁二年春からさほど隔たらない頃に書かれたものと考えられる。

分量は『大日本史料』の紙面でいへば三頁分あり、内容は、今任意に段を分かつて大略を示せば、次のやうになる。本稿で取り上げるのは、このうちの第四段である。

第一段（一〜十行目） 序を請はれて書くことになつた由を記して、桃源と横川とのよしみを述べる。（注七）

第二段（十〜十七行目） 千字文の歴史を振り返る。

第三段（十七〜三十行目） 日本での千字文の学習方法を示す。漢文訓読の方法や反り点の種類、漢字音の体系を示して、その複雑さを説き、現在の千字文の読み方に「形読かたちよみ」が行なはれてゐることを述べる。（注七）

第四段（三十〜三十六行目） 宋人や明人の著作に日本の言語や文字を取り上げたものがあることに触れ、倭字が三種類あることに言及する。

第五段（三十六〜三十八行目） 伯春が、千字文が無用な

ほど既に学に長じてゐることを説きつつ、終に序を作つたことを述べて結ぶ。

今、問題となる「倭字」の記述がある第四段を抜き出して次に示す。読点は底本の翻字のままとし、筆者の試案の訓点を付す。以下、引用の傍線は全て筆者による。

昔者宋人之譯倭語一也、謂レ雨爲ニ下米一、謂レ風爲ニ可安之一、謂レ筆爲ニ文直一、謂レ墨爲ニ蘇迷一、謂ニ秀才一爲ニ殿波羅一、謂レ僧爲ニ黃袍一、其類甚多、不レ可ニ勝録ニ矣、鶴林玉露載レ之、比者明人之識ニ倭字一也、書ニいろはにはへと等四十八字一、諸史會要紀レ之倭字有レ三、曰ニ片假名一者焉、曰ニ平假名一者焉、曰ニ換伊路半一者焉、換也者、行書之華字、而例下翻ニ梵語一之體上、玉露所レ載是也、平也者、草書之變之又變、會要所レ記是也、片也者、借ニ漢字音一、而取ニ其一片一、加ニ倭焦一者是也、

文中の「鶴林玉露」は、南宋の羅大経『鶴林玉露』で、卷十六の日本僧の話に、ここに挙げられたやうな日本語の記録がある。「諸史會要」は元末明初の陶宗儀『書史會要』

で、卷八に四十七字の伊呂波の形や音を写してゐる。(注四)

三 新説の概要と問題点

この桃源の記述に基づいて山内洋一郎は「平仮名」は「いろは」四十七字の仮名である」と結論した「1」。その説は、概ね次のやうな趣旨と見られる。

①桃源の「平仮名」の説明の「草書之變之又變」は、一音一字体に限定された伊呂波仮名と解されること。

「真仮名で記している字について、その音の草仮名で記すのを第一次とし、更にそのいくつかの同音の仮名より一字に落着したことを第二次と解しておく。一音一字の「平仮名」の誕生である」(48頁上段)。

②桃源は「平仮名」の例に『書史會要』の伊呂波を挙げてゐるから、「平仮名」とは伊呂波仮名であること。

現存の仮名手本に載る伊呂波を調べると、南北朝以来のもの皆共通の字体を持つことから、仮名手本の伊呂波の字体は一音一字体に統一的に定まつてゐたことがわかる。従つて『書史會要』の伊呂波を指したこの「平仮名」は、

伊呂波仮名のことである（48頁下段〜51頁上段）。

③識字率の拡大といふ時代背景から、仮名手本の字体の固定化が要請されて、新しく「平仮名」が生まれたこと。

「平仮名」すなはち伊呂波仮名の成立は、一音一字体の簡明さが貴ばれて庶民が皆読み書きできるやうになつた動向を示してをり、これは、「古代の草体仮名からの脱皮とも言えるであろう」（51頁上段）。「仮名の伝統から離れて、新しいことばが必要になつた。新しい装いの「かな」が「ひらがな」となつたのである」（52頁下段）。

④草体仮名を指して「平仮名」と称するのは新しいこと。

草体仮名を「平仮名」と称することは、元文元年（一七三六）の全長『伊呂波字考録』がその明瞭な初例であり、新しい傾向である。「平仮名」の語は近世を通して用例が少なく、明治期の学制施行に伴つて確かな市民権を得るやうになつた（51頁下段〜52頁上段）。

この説が出て後、岡田一祐は、この証明を認めた上で、江戸時代の間、その意義が本来の伊呂波仮名から草体仮名へと拡張していったと論じてゐる「4」。しかし、山内

説には、論証の過程に次のやうな疑問が残る。

(い) 桃源の説明の解釈は適切か。

(ろ) 桃源による分析とその記述は実態に照らして正確か。

(は) 伊呂波を指した「平仮名」の用例の存在を以て、その意義を直ちに伊呂波仮名と見なす推論は妥当か。

(に) 「平仮名」が草体仮名を意味せず伊呂波仮名に限定されることを確実に示す用例がどれほどあるか。

以下、順を逐つてこれらの問題を検討していく。

四 (い) 桃源の説明の解釈

桃源の「平仮名」の説明「草書之變之又變」を、山内洋一郎は、真仮名を草仮名にし、更にそれを一字体に落着させる、といふ二段階の變化と解した。しかし、この見方は草書の二段階の變化とは言へず、また、二つの「變」に對して、形の変化と字体の統一といふ質的に異なる事象を当てはめてよいのかといふ疑問も残る。

そもそも「之又」といふ漢語は、程度の極まることをいふ語であつて、必ずしも実際の回数を示したものではない。たとへば、桃源の『百衲襖』にも「快之又快也」といふ表

現が見られ「2・69頁」、『蔭涼軒日録』で、桃源や横川とも交流があつた亀泉集證による記事には、宴の様子を「誠醉狂之又醉狂也」（文明十九年六月十三日「5・504頁」と言つたり、拙筆を恥ぢて「汗顔之又汗顔也」（長享三年二月七日「6・332頁」と言つたやうな例がある。

このやうに考へ直すと、「草書之變之又變」は、草書を極限まで変化させた意味に理解され、必ずしも伊呂波仮名に限定される説明とは見なせないであらう。

五（ろ）桃源の分析・記述の正確性

この文章は、仮名の体系を分析して記述してゐる点で、文字史の資料としても貴重である。しかし、仮名の実態を正確に捉へた記述であるかは検討を要する。そもそもこれは『千字文』の序文であり、「倭字」の詳細な分析を意図してゐるわけではない。前掲の引用箇所が続けて「今也論三千字之形讀、故及乎此一矣、於戲乎文字耳學乎、胡僧不レ立、獮猴不レ識、則吾徒不レ業可也、」（三十五〜六行目）とあることからすると、文意は掴みにくいが、形読の話題に引かれて「倭字」を取り上げたまでで、必ずしも

記述の正確さを期してゐないであらうことが推察される。

特に不審な点は、まづ「平仮名」「片仮名」に対して「換伊路半」の名が登場する点である。「換伊路半」は元々、伊呂波歌を漢字の草書で書いた手本のことである（『実隆公記』の「替伊呂波」「7・631頁」など。「換」「替」は「かはる」とよむ）。現存のものでは、南北朝時代の尊円法親王筆と伝はる手本や、尊朝法親王筆の天正五年（一五七七）の手本（京都国立博物館蔵）、道澄筆の慶長三年（一五九八）の手本（東京国立博物館蔵）などが伊呂波と換伊路半とを載せる「8」「9」。今、図に参考として、尊円法親王の青蓮院流の一派、溝口流に学んだ坂川陽谷による仮名手本の刊本の例を載せる（弘化二年（一八四五）跋。架蔵）。尊朝法親王・道澄の換伊路半も、陽谷の手本とみな字体が一致してゐる（尊円法親王のもの、換伊路半の写真が見られる一行目は一致するが、二行目以下は不明）。これによつて伊呂波と換伊路半の字体を察せられたい。

なぜ、桃源による呼称が「平仮名」と「換伊路半」といふ非対称な組み合わせで、「伊路半」と「換伊路半」、あるいは「平仮名」と「真名仮名」や「草仮名」といつた組み

合はせてないのか。思ふに、「伊路半」といふ表記が実際の手本の冒頭三文字の字母に一致するやうに、この記述は実際の仮名手本が素材になつてゐると推測される。「平仮名」の呼称を採つたのは「片仮名」に対応させたものと思はれるが、「片仮名」「平仮名」といふ呼称を先に立てた上で、仮名手本から「換伊路半」を見出だし、後述のやうにそれが外国資料とも結びつけられることから、倭字の一つに加へるに至つたのではないか。

更に不審な点は、「平仮名」「換伊路半」の実例として『書史会要』『鶴林玉露』といった外国資料を挙げてゐることである。仮名手本そのものでなく、それを正確に写してゐるとは言ひ難い外国資料をわざわざその標本に示してゐるのは、文字の実例として適切な選択でないやうに思はれる。「換伊路半」の説明に「行書之華字」「玉露所_レ載」といふが、そもそも『鶴林玉露』の例は、日本語の発音等を中国人向けに漢字に写しただけで、その字体や書法を示すものではない。「行書之」と言つたからには（但し、実際の手本は略ぼ草書）、もつと適切な例を挙げてよいやうに思はれる。強ひてここに外国資料を引き寄せてゐるのは、中国尊



重の態度から、中国目線に立つた作文をしてゐるからではないか。仮名手本などを素材として仮名の実態を把握しながら、外国資料にすり寄せて説明を試みたために実態との

ずれが起きてゐるとみるべきであらう。

このやうに、桃源の説明は、記述の態度や、呼称の立て方、観察の拠り所、例示の資料といった点で、正確さに問題が残る。資料の性質上、この記述を根拠に当時の「平仮名」の一般的な性格を導き出すには問題があらう。

六 (は) 推論の妥当性

山内洋一郎は、桃源が「平仮名」の例に『書史会要』の伊呂波を挙げてゐることを説の証拠にしてゐる。しかし、伊呂波仮名も草体仮名の一種であるから、もし反対に「平仮名」が草体仮名一般を指す語であつたとしても、伊呂波を指して「平仮名」と称することは有り得よう。

そもそも、草体仮名には、伊呂波に類する、草体仮名全体の字体の標本のやうなもの存在しない。草体仮名名の本を示すことを求められた際、その代表である伊呂波を示して済ませるのは自然なことであらう。従つて、「平仮名」の例として伊呂波が示されてゐたとしても、それを逆に考へて、直ちに「平仮名」とは伊呂波仮名である、とは結論できないであらう。

岡田一祐は、桃源の記述では証拠としては不十分として「その点、ロドリゲスの記述は、紛れもなく平仮名とはいふは仮名のことであることが分り、いまでも価値を失わないう」[4:282頁]と、ロドリゲスの記述を有力な徴証とする。次に、そのロドリゲスの記述を訳文によつて示す。

・『日本大文典』(慶長九年〜十三年〔一六〇四〜八〕刊)

この表をその初にある綴字によつて、い、ろ、は、(Rō, Fa) と呼ぶ。又この種の文字を、仮名 (Cana)

又は、平仮名 (Firigana) と呼ぶ。[10:222頁]

・『日本小文典』(元和六年〔一六二〇〕刊)

このアルファベットを「いろは」とよぶが、それはそういう綴字で始まっているからである。

この種の文字は、常民や婦女子の用いるものである。

……このような自由な綴字を用いた書き方、またはこの種の文字をさして、日本人は「仮名」あるいは「平仮名」とよぶ。[11:41-42頁]

両書ではこの記述とともに、伊呂波四十七字が示される。確かにこれは伊呂波を指して「平仮名」と称してゐる。しかし、よく読むと両書ともに、同時にそれを「仮名」とも

しい意を表はしたもので、岡田一祐は、「し」の伊呂波仮名が縦一直線の字形であつたことに基づいてをり、もしこの「平仮名」が草体仮名の意であつたら、「志」字母など他の字体と紛れてその形が確定できなかつたであらうとする。しかし、そもそもこの場面は、言葉で字形を伝えてゐるのではなく、目の前の判じ物を見て「平仮名のし」の字と言ひ当てたものであり、形が先に示されてゐる。「糸」といふ前提がある上に、浄瑠璃として演じられたものであることも考へ合はせれば、「平仮名」が草体仮名の意だつたとしても表現上さほどの支障は無いのではないか。

また、「平仮名」といふのは仮名を結びつける例であろうとして、文字研究書の次の三例を挙げてゐる。

(四)『本朝学原浪華鈔』(元禄十一年(一六九八)序)

今之所_レ謂_レ假字者、唯以呂波與_二片假字_一而已矣、……

以呂波爲_二平假字_一者、平易之意乎、後世訓_二詩書百家_一以_二片假字_一、書_二和歌之類_一用_二平假字_一、率以爲

レ常、[13…517—518頁]

(五)『同文通考』(宝暦十年(一七六〇)序・刊)

〈白蛾曰。〉片假字ト。平假字ト。〈即チ以呂波ヲ云。

……(卷三、二十三丁表)

(六)『仮字類纂』(嘉永七年(一八五四)刊)

このころ手習ふ初にすなるいろはにはほと、いふ歌の四十餘りのひらかなと、なふるものは古のかなとはいたくすかたもたかひて(慈広序)

しかし、いづれも伊呂波のことを指して「平仮名」と称した例であるから、先述の如く、「平仮名」の代表例として伊呂波を挙げただけの可能性がある。(四)では、「平假字」を「以呂波」と同義のやうに記すが、「片假字」に「以呂波」を対置させて、「書_二和歌之類_一用_二平假字_一」とあることなどからは、むしろ「以呂波」を草体仮名の意味に押し広げて使つた例とも解し得る。(五)の「以呂波」も同様の可能性が残らう。(六)は古への仮名に対して、今の仮名の姿の代表である伊呂波を挙げ、それに今の仮名の呼称の「平仮名」を用ゐたのではないか。ただ、この例は年代が新しいため本稿では問題にならない。

なほ、次の(二)の「平仮名」は、難解な表現を和らげる意味と解してゐる。

(二)『助六』(正徳三年(一七一三)初演)^(注五)

おいらが様なものは何も知らぬが、こなたは天下の御制札せいさつを見たで有らう。まづ第一が親孝行。二ばんには、弟は兄を敬うやまひ、兄は弟を憐あはれめと、たれにも讀める様にひらがな平假名をもつて書かいてある。〔14・107頁〕

氏は「制札が平假名で書いてあるというが、近世には、いろは假名だけを選んで書記する慣習はなかったと見られるので、難解な表現をやわらげて書いたものと見るべきであろう」とし、草体假名の可能性は検討してゐない。しかし、和らげの意でなく、草体假名を使つての意にも読み得るから、制札の草体假名を「平假名」と呼んだ例とも考へられよう。

以上、岡田一祐が伊呂波假名を指す「平假名」の例として挙げた十七世紀末以降の例を再検討して、いづれも「平假名」の元の意義を伊呂波假名とするための徴証にはならないと考へられることを示した。

八 草体假名一般を指す「平假名」の古例

ここまで、「平假名」が伊呂波假名を指すとする説の問題点を四つ取り上げて論じ、この説には推論上の誤りが含

まれ、根拠が乏しいであらうことを示した。以下は、「平假名」が草体假名一般を指す可能性を検証していく。

伊呂波假名以外を指した「平假名」の用例で、十七世紀末から十八世紀前半のものとして、管見の範囲では以下が見られた。

・『伊呂波字考録』（元文元年〈一七三六〉序）所引『正字篇』（『以呂波正字篇』は元禄三年〈一六九〇〉刊）

正字篇に云ハは半の字の上なり平假名にハを用るハ八の字にして半の上を取にあらず（已上）

（上巻・十四丁表）

・『南留別志』（萩生徂徠〈一六六六—一七二八〉遺稿。宝曆十一年〈一七六一〉序。翌年刊）

一かたかなはひらかなより後につくりたる物なりかたかなは吉備公ひらかなは空海といへる心得かたし片假名は半體なりひらかなにもへうこみは半體也

（巻一・十六丁表裏）

一う字を可字なりといふは心得かたし香字の半體なるへし世の人片假名のみを半體と思へりひらかなにもあるへきなり（巻二・七丁表裏）

今、当該の「ハ・シ・ウ」のみ変体仮名で翻字したが、前掲の図の伊呂波の字体と比べてもわかる通り、これらは、伊呂波仮名以外の字体を「平仮名」と呼んだ確例である。他に、山内洋一郎自身が書名を挙げてゐる『南方録』覚書を調べると、立花実山の書写本を弟の寧拙が宝永二年（一七〇五）に書写した立花家本の奥書に次の一文がある。

平カナ片カナ相交ハルコトモ如本書其外朱点等如本書
〔15…84頁〕

これは、書中に平仮名表記の条文と片仮名表記の条文とが混在したり、一文中に平仮名・片仮名が混在した所があるのを指してゐる。写真を見ると、本文は、伊呂波仮名でなく異体を交へた普通の草体仮名である〔15…17、22頁〕。

また、『岩波古語辞典』の「ひらがな」の項に、日重「見聞愚案記」（一六一五〜九年にかけて著述）の用例が挙がる〔16…140頁〕。版本の影印に当たると次の通りである。

笠置^ノ解脱上人^ノ遺戒^{トテ}平假名書付物アリ余在南都時臨終^ニ處計書^{シテ}拔^シ今書付也（巻第二「五 臨終」〔17…46頁〕）

そしてこの下に、解脱上人貞慶の『臨終用意事』（『臨終之用意』『臨終書』などとも）を引用する。但し表記は本

書の本文と同様片仮名交じり。日重が南都で見た本は定かでないが、この書の伝本には、漢字平仮名（草体仮名）交じりの写本と漢字片仮名交じりの写本とがある。伊呂波仮名で一巻の書物が書かれるといふ慣習が知られない以上、この「平仮名」もやはり一般の草体仮名の体と解すべきであらう。普通の草体仮名を指した「平仮名」の例が、キリシタン資料と同時期の十七世紀初頭まで遡ることになる。

ちなみに、同書には、次のやうな記述もある。

伊呂波^ハ弘法^ハ作也片假名^ハ吉備公也神代文字^ハ聲明^ハカハセノ様也カタカナト云伊字^ハカタク^クヲ取イト作呂字^ハ上斗取^テ口作伊呂波^ハ本字^ト勘^ト土ト云ハ惡止也^ハ江江也^ハ訓取^ルハ是計也又伊呂波^ハ點付タル有悞也作事也京字^ハ伊呂波^ハ内アラス百千万等書添タル如童子^ハ習ハセン爲書加タル也伊呂波^ハ點眞言宗書タルト見タリ平假名^ハ云片假名^ハ對タル言也（巻第四「六十八 伊呂波片假名」〔17…156頁〕）

冒頭から「カハセノ様也」までは、吉田兼俱『日本書紀神代抄』などの説に似る。清原枝賢から吉田流の『日本書紀』神代巻の教授を受けた日重が〔17…157頁〕〔18…253、254頁〕、その学説を踏襲したものであらう。兼俱を始め、片

仮名に対して伊呂波を挙げるのは、弘法大師が創始した伊呂波が草体仮名全体の根源と考へられてゐたからではないか。それ以下の文は恐らく自身の知見を含むものであらうが、最後唐突に「平假名」が出てくる。一見して「伊呂波」に対応してゐるやうにも見えるが、話題が転々とし、仮名に關聯して種々の知見を思ひつく次第に並べたものであるから、文中の「伊呂波」と「平假名」との關係が明確でなく、この「平假名」が「伊呂波」に一致するとは速断できない。

九 「平假名」の語源

以上、伊呂波仮名を「平假名」の原義と見なす説が成立しがたく、むしろ草体仮名を指すと見るべき例の方が古くに認められることを示した。最後に、「平假名」の語源を考へてみる。

そもそも平安時代、草体仮名は単に「仮名」と呼ばれ、片仮名は「片仮名」と呼ばれた。草体仮名には「女手」といふ呼称もあつたとされるが、平安後期以降は見られなくなる。単に「仮名」と称すれば、草体仮名を指し、これが

仮名の最も一般的な種類であつた。

注目したいのは、平安末から、草体仮名を指す「仮名」の別の呼び方として「つねのかな」「普通のかな」といつた言葉が見えることである。「つねのかな」の語は十二世紀末の『古来風体抄』に見られ「19・312頁」、文和元年（二三五）成立の尊円法親王の『入木口伝抄』では、「色葉書」（イロハカキ）。伊呂波仮名を用ゐて放ち書きにした書き方）や「草仮名」に対して、草体仮名が「常の仮名」「普通の仮名」「行の仮名」（行書の意）と称されてゐるのが確認できる「20」。単に「仮名」と呼ばれた最も一般的な仮名書体のことを、他の書体に対して明示的に指すために出てきた呼び方であり、この間、「仮名」以外に安定した呼称が無かつたのである。すると「平假名」とは、その普通の「仮名」に対して固定した呼称を与へたものではないか。

旧来、「ひら」を平易の意とする説が多いが「21」、春名好重は、もし平易の意ならば「へいがな」であり、字形が簡略なことや読みやすく書きやすいことを「ひら」とは言はない、と批判してゐる「22・39頁」。国語としての、そ

して、室町時代の言葉としての「ひら」の意義を精査し直す必要がある。

そこで改めて「平仮名」の意味を考へ直すと、『岩波古語辞典』の「ひらがな」の項にある「ヒラは、並、普通の意」〔16：114頁〕といふ説明が当たつてゐると思はれる。『時代別国語大辞典 室町時代編』の「ひら」〔23：899頁〕には、名詞として「そのものとして特別ではない、ごく並のものであること」といふ用法と、接頭辞として「名詞に冠して、ごく普通の、並の、意を添える。「平公家」「平侍」など」といふ用法が拳がつてゐる。その拳例の中には「平凡夫」「平在家」「平講師」「ひら年記」が見られ、同辞典中の見出しには、「平秋」「平足駄」「平かけ」「平公家」「平侍」「平点」「平百姓」といふ語が拳がつてゐて、かなり生産性のある語であつたことが窺はれる。『日葡辞書』にも、Fracague (平公家)、Firasaburai (平侍。補遺による)の語が拳がり、ヒラに相当する部分が「普通の」(ordinarios)と釈されてゐる〔24：241-242頁〕。かうした「ひら」は室町時代の一般的な用法として認められ、「常の仮名」「普通の仮名」と呼ばれた草体仮名の性格とも合致する。

すなはち、「平仮名」とは、室町時代頃に生じた語で、「普通の仮名」を意味し、草体仮名一般を指す「仮名」の別名である。かう考へると、ロドリゲスが「仮名」「平仮名」を同義に捉へたことも符合する。「平仮名」が伊呂波仮名を指すとする説が成り立ちがたいのに対して、草体仮名一般を指すことは、かやうに用例の時代性や語の成り立ち、仮名の歴史から、十分に証拠立てて説明することができるのである。

以上、本稿では、「平仮名」の原義とその語源を明らかにした。「平仮名」といふ語が室町時代頃に新しく成立した理由や背景が疑問として残るが、後考を俟ちたい。

注

(一) 成立時期につき私見を述べると、横川はその後の四月下旬、町噺に引き留める桃源を後にして戦乱の続く京都に上り、七月まで滞在してゐる〔3：第二部〕。文中、自身と横川との仲を「一日不見、如隔三歲月一焉」とする一方で、上洛の事件をほのめかす所も見えず、未だ離別を知らぬやうに文を記してゐるのは、この序が横川の上洛

以前に書かれたことを示唆する。横川の「答繼宗派公侍者書」〔25…63-65頁〕に基づけば、桃源が序を依頼されたのは正月二十八日以前である。そこで、ここでは序の成立を、横川上洛以前の、応仁二年正月末から四月までの間と見ておく。注(二)も参照。

(二) 第一段の事情については、横川の「答繼宗派公侍者書」〔25…63-65頁〕にも見え、この箇所と文言のよく似る所がある。第一段の末に「借筆乎横川」、以敘其首」といつてゐるのは、この横川の文に文言を倣つたことをいふか。すると序の成立時期は、横川の文が書かれた正月二十八日以後となる。

(三) 字音や訓点についての桃源の知見は『史記抄』にも見える〔2…87-88、98-102頁〕。

(四) 両書が桃源や横川の間で受容されてゐたことは、横川の「書江山小隱圖詩後」〔25…247-248頁〕や、「古碕字説」跋文〔25…283頁〕、「文初字偈有序」〔25…821-822頁〕に引かれてゐることからも知られる。

(五) 岡田一祐はこの作品の年代に初演時の西暦一七二三年(正徳三年)を掲げてゐるが、氏の引く岩波大系本の底本は明治五年上演本(明治十五年版)である〔14…29頁〕。

初演以来、上演ごとに題名の変化や内容の改変があるため、初演を直ちに用例の年代に当てるのは適切でないであらう。昭和十一年の『評釋江戸文學叢書』は安永八年(一七七九)上演本を底本とし(同書曰く「現存『助六』中最古のものらしい」、本文には「平假名を以て書いてある」〔26…482頁〕といふ文が確認される。それ以前どれほど遡るかは定かでない。

(六) 引用された本文は、現在知られる伝本と比較するに、陽明文庫本〔27〕が最も近い。異同については岩崎雅彦の論〔28〕も参照。

(七) 「カハセ」は「ハカセ」の誤り。声明の譜のこと。巻第十六「一 聖徳太子」にも吉田説の神代の文字を「聲明ハカセノ様」と言つてゐる〔29…668頁〕。

(八) この意義に通じる「ひら」の用法の古い例について、松浦由起は、古代から中世にかけての四十四作品のうち、見出だされるのは僅かに三作品三例のみと報告し、『今鑑』の「ひら宰相」、『源平盛衰記』の「平殿上人」、『太平記』の「平侍」を示してゐる〔30〕。

参考文献

- [1] 山内洋一郎「ことば「平仮名」の出現と仮名手本」『国語国文』第八十卷第二号、平成二十三年
- [2] 東京大学史料編纂所(編)『大日本史料』第八編之二十九、東京大学、昭和四十九年
- [3] 朝倉尚『禅林の文学―戦乱をめぐる禅林の文芸―』清文堂出版、令和二年
- [4] 岡田一祐「いろは」から「平仮名」へ」『近代平仮名体系の成立―明治期読本と平仮名字体意識』文学通信、令和三年
- [5] 玉村竹二・勝野隆信(校・編)『蔭涼軒日録』卷二、史籍刊行會、昭和二十九年
- [6] 玉村竹二・勝野隆信(校・編)『蔭涼軒日録』卷三、史籍刊行會、昭和二十九年
- [7] 『實隆公記』卷三下、続群書類従完成会太平洋社、再版・昭和三十五年、初版・昭和八年
- [8] 森岡隆「いろは歌の成立および手習い歌としての普及」『書に遊ぶ』第七号、平成十三年
- [9] 高城弘一「いろは平仮名单体の起源」『書に遊ぶ』第七号、平成十三年
- [10] 土井忠生(訳註)『日本大文典』三省堂、昭和三十年
- [11] 日笠博司(編訳)『日本小文典』新人物往来社、平成五年
- [12] 『浄瑠璃集(新編日本古典文学全集77)』小学館、平成十四年
- [13] 『続々群書類従』第十、続群書類従完成会、昭和四十四年
- [14] 『歌舞伎十八番集(日本古典文学大系98)』岩波書店、昭和四十年
- [15] 筒井絃一(訳註)『南方録覚書 茶話指月集(茶の湯の古典2)』世界文化社、昭和五十九年
- [16] 大野晋・佐竹昭広・前田金五郎(編)『岩波古語辞典(補訂版)』岩波書店、補訂版・平成二年、初版・昭和四十九年
- [17] 日重上人集刊行会(編)『日重上人集 第一卷 見聞愚案記』上、同刊、昭和五十四年
- [18] 渡辺宝陽『日蓮宗信行論の研究』平楽寺書店、昭和五十一年
- [19] 佐佐木信綱(編)『日本歌学大系』第二卷、風間書房、昭和三十一年
- [20] 金子馨「入木口伝抄」の伝本について―附翻刻、国立国会図書館所蔵『入木口伝抄』―『語文』第百五十四輯、

平成二十八年

[21] 山内洋一郎「かな」「ひらがな」の命名をめぐる」『国語彙史の研究』三十一、和泉書院、平成二十四年

[22] 春名好重『仮名百話』淡交社、昭和六十年

[23] 室町時代語辞典編修委員会(編)『時代別国語大辞典 室町時代編』四、三省堂、平成十二年

[24] 土井忠生・森田武・長南実(編訳)『邦訳日葡辞書』岩波書店、昭和五十五年

[25] 玉村竹二(編)『五山文學新集』第一卷、東京大学出版会、昭和四十二年

[26] 河竹繁俊『評釋江戸文學叢書 歌舞伎名作集 下』大日本雄辯會講談社、昭和十一年

[27] 恋田知子「陽明文庫蔵『道書類』の紹介(十五)貞慶撰『臨終用意事』翻刻・略解題」『三田國文』第五十九号、平成二十六年

[28] 岩崎雅彦「太鼓觀世家蔵 金春元安筆『臨終書』——紹介と考察——」『能楽研究』十七、平成五年

[29] 日重上人集刊行会(編)『日重上人集 第一卷 見聞愚案記』下、同刊、昭和五十四年

[30] 松浦由起「接頭語「平」^{ひら}の系譜——「ひら宰相」「平殿上人」

「平侍」——『解釋學』第二輯、平成元年

付記

本稿はJSPS科研費JP20114833の助成を受けたものである。